

第一條 手 高

第一項 永続手高
 満年以上勤務ノ永続手高ノ在籍
 八尺証ノ割合ニテ永続手高ヲ
 支給ス
 但シ永続年限ノ起算ハ後未勤
 続年数ノ三分一ヲ以テ基準年トシ
 滿三年年 六十圓
 以後一年年ニ付金二千五百圓支給ス
 但シ永続手高由金毎期末ニ於テ
 銀行積立金ニ住主ニテ保管
 ス取職又ハ解任ノ際元利金
 トスニテ贈典ノ(親金ハ本人ノ在籍
 トシテ遺贈ハ其ノ於保管ス)永続
 年限ニ端敬ヲ生シタル場合ニハ目録
 ヲ以テ計算ス

第二項 勤務手高
 職二日完全ニ業務ヲ果シタル場合
 八金十五錢ヲ勤務手高トシテ支

改正要 求 事 項

第一條 手 高

第一項 勤続手高
 職二日完全ニ業務ヲ果シタル場合
 八金十五錢ヲ勤務手高トシテ支
 給ス
 但シ永続年限ノ起算ハ後未勤
 続年数ノ三分一ヲ以テ基準年トシ
 滿三年年 六十圓
 以後一年年ニ付金二千五百圓支給ス
 但シ永続手高由金毎期末ニ於テ
 銀行積立金ニ住主ニテ保管
 ス取職又ハ解任ノ際元利金
 トスニテ贈典ノ(親金ハ本人ノ在籍
 トシテ遺贈ハ其ノ於保管ス)永続
 年限ニ端敬ヲ生シタル場合ニハ目録
 ヲ以テ計算ス

第二項 勤務手高
 職二日完全ニ業務ヲ果シタル場合
 八金十五錢ヲ勤務手高トシテ支